

入 札 説 明 書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 複写サービス契約

モノクロ毎分 55 枚機以上（月予定枚数 11,000 枚）、カラー毎分 55 枚機以上（月予定枚数 1,000 枚）、
1 台

(2) 業務の仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 同等品の仕様書の審査申請

仕様書に記載の例示品と同等のもので入札することも可能であるが、その仕様が例示品と同等であるかどうか審査する必要があるので、例示品以外で入札を希望する者は、下記期日までに郵送又は持参により同等品承認願（調達様式第 4 号）を提出すること。

なお、審査結果は令和 8 年 8 月 26 日までに F A X にて回答します。

〔提出場所〕 長崎県福祉保健部福祉保健課

〔提出期限〕 令和 8 年 8 月 24 日 17 時

(4) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合は F A X での提出も可とする。（F A X の場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。）

なお、郵送・F A X による場合は、必ず着信の確認を行うこと。

〔提出場所〕 長崎県福祉保健部福祉保健課

F A X : 095-895-2570

〔提出期限〕 令和 8 年 8 月 24 日 17 時

※ 回答については、令和 8 年 8 月 26 日 17 時までに F A X にて回答します。

(5) 納入期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

(6) 履行場所

長崎県西彼福祉事務所（長崎市茂里町 3-24 長崎県総合福祉センター県棟 1 階）

(7) 入札期日等

入札期日及び場所

〔入札期日〕 令和 8 年 9 月 9 日 14 時 00 分開始

〔入札場所〕 長崎県庁行政棟 3 階 314 会議室

入札期日当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に 2 の (1) の部局へ確認すること。

(8) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、モノクロ及びカラーごとに消費税抜き価格相当額（単価）を入札書に記載すること。また、1 か月の複写枚数がモノクロ 11,000 枚、カラー 1,000 枚とした場合の 36 か月分入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定枚数を乗じて得た額の合計額の 36 か月分の額）を入札書に記載すること。

なお、当該消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算する。（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとする。）

ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。

エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。

オ 入札者が代理人である場合は、委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札物件名（又は業務名）を記入し提出して下さい。

・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂

正箇所に押印して下さい。

- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は長崎県知事宛として下さい。

(9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

- (ア) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 5 以上の金額を令和 8 年 9 月 7 日（月） 17 時までに納付すること。（落札しなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付する。）

【注意事項】

入札保証金の納付に係る文書の様式は特に定めていませんが、次の事項を記載した申出書を令和 8 年 8 月 31 日（月） 17 時までに 2 の(1)の部局に提出してください。（書留郵便など配達記録が残るもの）に限り郵送可。期限内必着）

- ・宛名（長崎県知事）
- ・作成日
- ・入札者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名（代表者印（個人の場合、本人の印）を押印してください。）
- ・申出内容（「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金を納付したいので申出ます。」と記載してください。）
- ・申出書を受け取り次第、納付書を発行しますので、最寄りの金融機関において納付してください。
- ・納付書で金融機関において納付する以外に現金で納付することはできません。
- ・納付を確認するため、金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを令和 8 年 9 月 8 日 17 時までに 2 の(1)の部局に提出してください。（FAX、郵送可。期限内必着）

- (イ) 次の場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金を免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

※契約内容を証明するものとは、締結した契約書の写し等とします。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）に応じて次の区分で提出すること。

- ① 3,000 万円以上
- ② 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- ③ 1,000 万円未満

【注意事項】

- ・入札保証金の免除手続は、必要書類を添えて令和 8 年 8 月 27 日 17 時までに 2 の(1)の部局へ持参ください（郵送は認めません）。
- ・様式は特に定めていないので宛名は長崎県知事として、作成日、入札者商号又は名称、所在地、代表者名（押印）、業務名、理由（入札保証保険契約の締結、契約書の写し等の添付のいずれかに該当する旨を記載）を記載した書面に保険証券又は契約書の写し等を添付し、申し出内容「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金の納付の免除を受けたいので申し出ます」を記載して提出してください。
- ・入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとしてください。
- ・入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の 5 % となります。例えば、1,000 千円で入札する場合、入札保証金は 50 千円ではなく 55 千円となるのでご注意願います。入札保証金が 50 千円の場合は、909,090 円までしか入札できず、1,000 千円の入札は無効となります。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

- (ウ) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- ① 3,000万円以上
- ② 3,000万円未満1,000万円以上
- ③ 1,000万円未満

(ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(10) 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(11) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからクにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ウ 入札者が連合して入札したとき。
- エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- カ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- キ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 例示品と同等のもので入札する者で、同等品の承認がなされなかったとき。
- ケ 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- コ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- サ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- シ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ス 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- セ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ソ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(12) 落札者の決定方法

- ア すべての入札金額（単価）が、それぞれの予定価格（単価）の範囲内での入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量（36か月分）を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱

に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行います。なお、入札回数は3回を限度とし、3回で決定しない場合は、入札額が最も低い者と見積の協議を行う場合があります。

(13) 契約書の作成等

ア 落札通知を受けた日から5日以内（県の休日除く）に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。

イ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(14) 競争入札の参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。

エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

オ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

カ 複写機に故障・障害が発生し、通報等による認知後、できる限り迅速に修理に着手出来る者。

2 その他

(1) 当該調達契約事務に関する担当部局

〔住所〕〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

〔名称〕長崎県福祉保健部福祉保健課

〔電話〕095-895-2410